

## 建築基準法一性能評価一に係る 国土交通大臣認定申請に必要な書類等

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 1. 委任状         | 申請案件毎（別紙1）                        |
| 2. 構造方法等の認定申請書 | （第五十号の十一様式）                       |
| 3. 認定に係る手数料    | 2万円（収入印紙）                         |
| 4. 性能評価書（原本）   | 当機関発行のもの（別添も含む）                   |
| 5. 別添          | 1部（性能評価書の中にある（別添）とは別に、<br>ご用意下さい） |

### 認定申請書記入にあたっての注意

- ・ 国土交通大臣名は、申請時点での氏名です。
- ・ 日付は、空欄のままで結構です。
- ・ 認定申請者が連名の場合、申請書及び委任状は、それぞれ1部として下さい。  
（横又は縦に並べて記入のこと）
- ・ 収入印紙は、貼付けないで下さい。
- ・ 不要な文字は、抹消してください。
- ・ 建築物に係る認定申請の案件が複数ある場合、申請書は別々に作成し、両者併せて申請を行って下さい。
- ・ 内容変更で再申請をされる場合は、既認定書（別添共）を提出してください。この場合、再申請に係る既認定は取り消されますので、複数認定を取得されてる場合は、3.備考欄に、今回変更がなく、性能評価を取得されている認定事項をお書き下さい。

株式会社 国際確認検査センター

（大阪本店）tel-06-6222-6626  
fax-06-6222-6627